

【七尾市基準緩和通所型サービス（交流型）】

この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

「***」は開設者名（法人名）を、「△△△」は事業所の名称を記載。

△△△七尾市介護予防・日常生活支援総合事業

指定第1号通所事業（基準緩和通所型サービス（交流型））運営規程

（事業の目的）

第1条 ***が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する七尾市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（基準緩和通所型サービス（交流型））（以下、「基準緩和通所型サービス（交流型）」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 基準緩和通所型サービス（交流型）の提供にあたって、認知機能の低下や引きこもりがちな利用者、他者との交流及び外出の機会を設けることで、閉じこもり予防を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 利用者の状態等を踏まえながら、レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 基準緩和通所型サービス（交流型）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「七尾市基準緩和通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成28年七尾市告示第54号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 基準緩和通所型サービス(交流型)の提供に当たっては、事業所の従業員によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 △△△
- (2) 所在地 七尾市〇〇町〇〇番地〇

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、交流型介護者および業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、基準緩和通所型サービス(交流型)の実施に関し、事業所の交流型介護者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 交流型介護者 〇名(常勤職員〇名)

交流型介護者は、基準緩和通所型サービス(交流型)の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 〇曜日と〇曜日とする。ただし、〇月〇日から〇月〇日までを除く。
- (2) 営業時間 午前〇時〇分から午後〇時〇分までとする。
- (3) サービス提供時間 午後〇時〇分から午後〇時〇分までとする。

(基準緩和通所型サービス(交流型)の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、〇名とする。

(基準緩和通所型サービス(交流型)の内容)

第8条 基準緩和通所型サービス(交流型)の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

第9条 基準緩和通所型サービス（交流型）を提供した場合の利用料の額は、「七尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成28年七尾市告示第

号）の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、〇〇円を徴収する。
- 3 おむつ代については、〇〇円を徴収する。
- 4 その他、基準緩和通所型サービス（交流型）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 基準緩和通所型サービス（交流型）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、七尾市〇〇（ ）の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は基準緩和通所型サービス（交流型）の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 交流型介護者は、基準緩和通所型サービス（交流型）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 基準緩和通所型サービス（交流型）の提供により事故が発生した場合は、七尾市、利用者の保険者市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する基準緩和通所型サービス（交流型）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 基準緩和通所型サービス（交流型）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した基準緩和通所型サービス（交流型）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した基準緩和通所型サービス（交流型）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約等に定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村若しくは地域包括支援センターに通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、基準緩和通所型サービス（交流型）に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第19条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を七尾市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に基準緩和通所型サービス（交流型）を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。